

	発表件数 (※執行件数)	通信販売	訪問販売	遠隔販売 取引	訪問購入	電話勧誘 販売	特定継続的 役務提供	業務提供 誘引販売 取引	訪問+遠隔 +預託	遠隔 +電話勧誘 販売
12年度	21(40)	1件	9件	2件	0件	7件	0件	0件	0件	2件
13年度	16(21)	0件	5件	0件	0件	7件	3件	1件	0件	0件
14年度	18(40)	2件	6件	3件	3件	4件	0件	0件	0件	0件
15年度	20(34)	0件	9件	2件	0件	8件	0件	1件	0件	0件
16年度	12(28)	0件	5件	1件	2件	1件	1件	0件	2件	0件

特定商取引法の執行状況

本紙ではこのほど、国（消費者庁と経済産業局）による特定商取引法の執行件数（処分・指示）の年次推移を、発表件数をベースに独自に調査・分析した（「表・表の見方参照」）。その結果、16年度（16年4月～17年3月）は、過去5年間の中で件数が最低だったことが分かった。そのほか、「電話勧誘販売」に関する執行件数が16年度は激減していることも分かった。

12～14年度は「テーマ」設け執行か？

国による特商法の執行件数は、発表件数ベースで見ると、16年度は、前年度と比べて8件少ない12件にとどまり、過去5年間で最低となった。

業態別に執行の傾向を見ると、「電話勧誘販売」に対する執行件数が16年度に激減していることが

表の見方

各項目の件数は、消費者庁の特定商取引法に基づく執行（処分・指示）の発表回数に基づいて算出した。

なお、※で示した「執行件数」は、消費者庁の公表数値。消費

16年度は過去5年間で最低

「電話勧誘販売」の執行激減

「通信販売」に関する執行も14年度以降は、ばたきと止まっている。過去5年間の商材別の傾向を見ると、「健康食品」「CO₂排出権取引」「皇室写真集」「海産物」「家庭用医療機器」

元行政官でもある丸の理由があるのでは」と分析する。「逆に様々な業態・商材に執行がなされている15年度や16年度は、「特商法業界はまんべんなく見ていく」という方針のあらわれかもしれない」（斎藤弁護士）

前出の齋藤弁護士によると「長官や課長の交代、徳島関連業務は、執行件数の減少に影響した可能性があるだろう」と指摘する。「徳島移転案に関するお話し移転業務に人をとられ、機動力が落ちたという可能性も考えられないだろう」とみる。

前出の千原弁護士は「改正特商法の施行に向けて、強い」処分をす

フォーム」などが多く執行を受けている。「電話勧誘販売」や「危険ドラッグ」「健康食品」など、国が「テーマ」を定めて処分を行っているのではと見受けられるほど、処分の傾向に偏りがある年度もある。

一方、「担当大臣の交代は執行件数には大きな影響を与えていないのでは」ともしている。

マンパワーの問題について消費者庁は、「執行の具体的な体制については、回答は差し控える」（取引対策課執行統括担当）とした。

マンパワー不足

他の識者からは、「マンパワー不足」が執行に影響しているのではないかと指摘もあつた。

17年度の執行はどうか。今年12月までに改正特商法が施行される予定だ。改正特商法では、業務停止命令の期間を最長2年までに延長する規定や、業務停止命令

を受けた事業者の役員等がその停止の範囲内の業務を新たに開始することを禁止する規定などを盛り込んでいる。

者庁では執行件数の数え方としては社数ではなく、個別の執行内容ひとつにつき1件とカウントしている。

消費者庁の公表件数では例えば、一社に対し処分と指示の両方を行った場合、執行件数を2件とカウントしている。

16年度については15年度と同様、執行内容が多岐にわたっており、テ

「消費行政の執行の傾向の裏側にはこういった

「消費者担当大臣の交代」「消費者庁長官の交代」「取引対策課長の交代」

「消費行政の執行の傾向の裏側にはこういった

「消費行政の執行の傾向の裏側にはこういった

「消費行政の執行の傾向の裏側にはこういった